

## 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを 求める意見書

政府は昨年12月の社会保障審議会医療保険部会に、1割から3割の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の25%）」として追加負担を求めるO T C類似薬77成分1100品目の医薬品を示しました。

対象となる薬剤は、痛み止めや花粉症治療薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。これらの薬は「特別料金」を含めると実質的な自己負担が大幅に増加します。

政府は、「（受診せず）市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげていますが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はありません。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきです。また、「現役世代の保険料負担軽減」を打ち出していますが、一人あたりの「軽減額」はわずかであり、一方で花粉症やアトピー性皮膚炎などのアレルギー性疾患に苦しむ患者など、すべての世代が負担増となります。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題です。

以上のことから、下記の事項を要請します。

### 記

- 1 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和8年3月16日

伊 那 市 議 会